

2011 年 4 月 7 日

神山美智子

原料原産地表示について

- 1 問題の立て方を正すべき
 - 目的なき拡大は無意味
 - 消費者の知る権利の保障としての表示を前提
 - 原則全部表示
 - どこまで表示できるかではなく、表示不要・困難な場合の例外規定
- 2 現行の JAS 法を前提としてはならない
 - 消費者基本計画にすでに表示一本化は盛り込まれている
 - 品質にこだわるべきではない
- 3 現実に起きている問題
 - 放射能汚染野菜と県名表示
 - ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議で 1999 年に市町村名表示を提言
 - 製造所固有記号制度を廃止し、製造所名、住所を記載させる
- 4 事業者の問題
 - 漬物でできることは他の業種でもできる
 - 刺身は生鮮食品で盛り合わせは加工食品などという区分けは噴飯もの
 - コンピュータ管理の時代・情報はデータ保管
 - 記帳及びデータ保存の努力義務の履行
 - コスト計算の公表を
 - 国際相場により安い原材料を仕入れているなら、表示コストは事業者が負担
- 5 拡大の原則について
 - できるものからではなく、消費者の知る権利、選択の権利が守れるもの
 - 対象品目 遺伝子組換え表示が免除されている油、しょう油などを優先
 - 50%超表示義務は根拠がない
 - 表示の方法 弁当・総菜などは裏面でなく表面に
 - 韓国ではレストランのメニューに記載
- 6 正しい情報が消費者の安心を得られる
 - 消費者の権利を尊重する企業のみが生き残れる
 - 韓国の制度を手本に消費者監視員制度の法制化